

近年の教育施策の動向

令和8年7月8日(水)

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課

目次

1. 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況
2. 顕在化している課題等について
3. 次期学習指導要領にむけた検討状況について
4. 高校教育改革

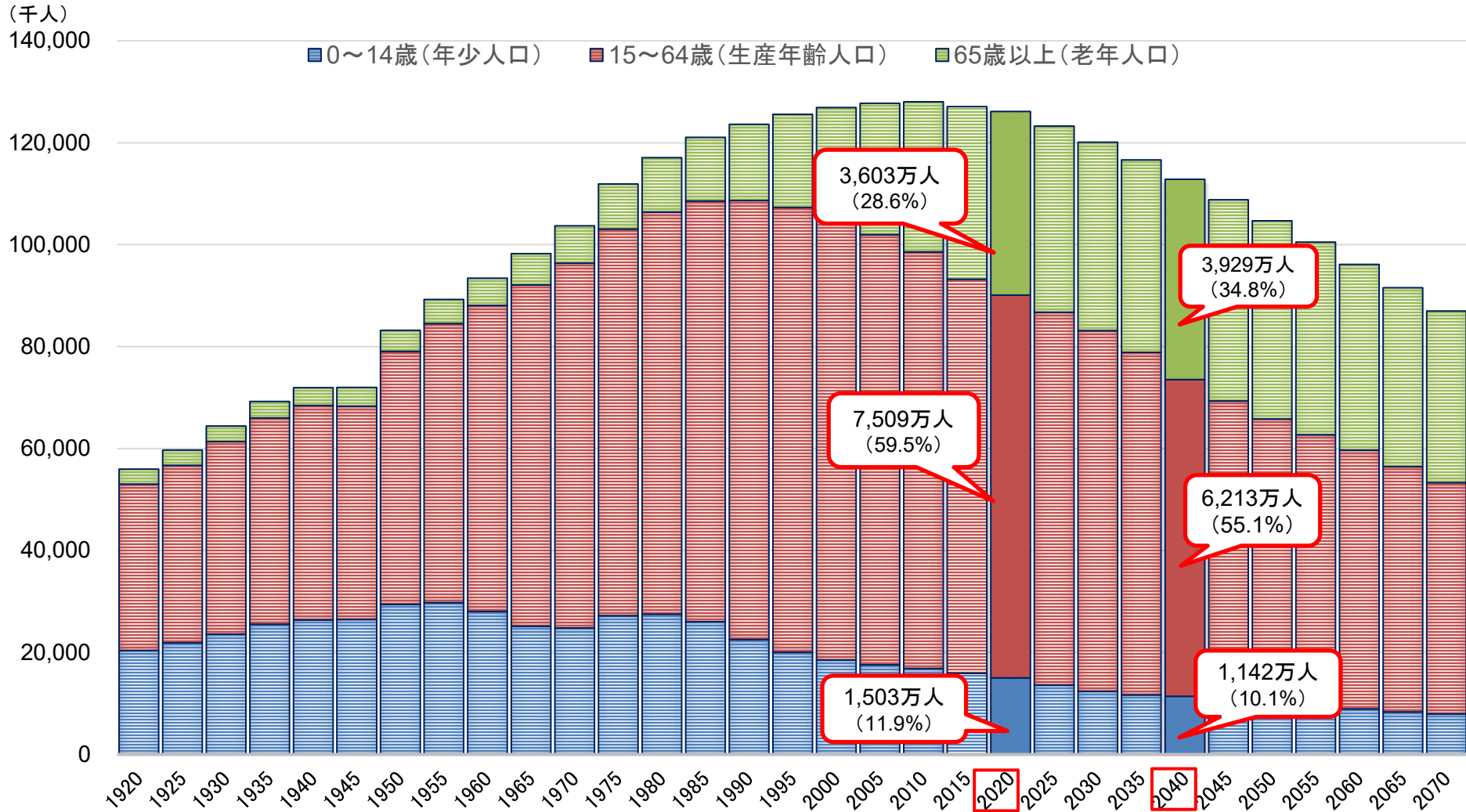
参考資料

- ① 令和の日本型学校教育
- ② GIGAスクール構想
- ③ 不登校児童生徒への対応
- ④ 柔軟な教育課程
- ⑤ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方
- ⑥ 特別支援教育
- ⑦ 幼児教育
- ⑧ 教師を取り巻く環境整備
- ⑨ 教科書へのデジタル活用
- ⑩ コミュニティスクール・地域学校協働活動
- ⑪ 放課後児童対策
- ⑫ 部活動改革

1. 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

人口の推移と将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



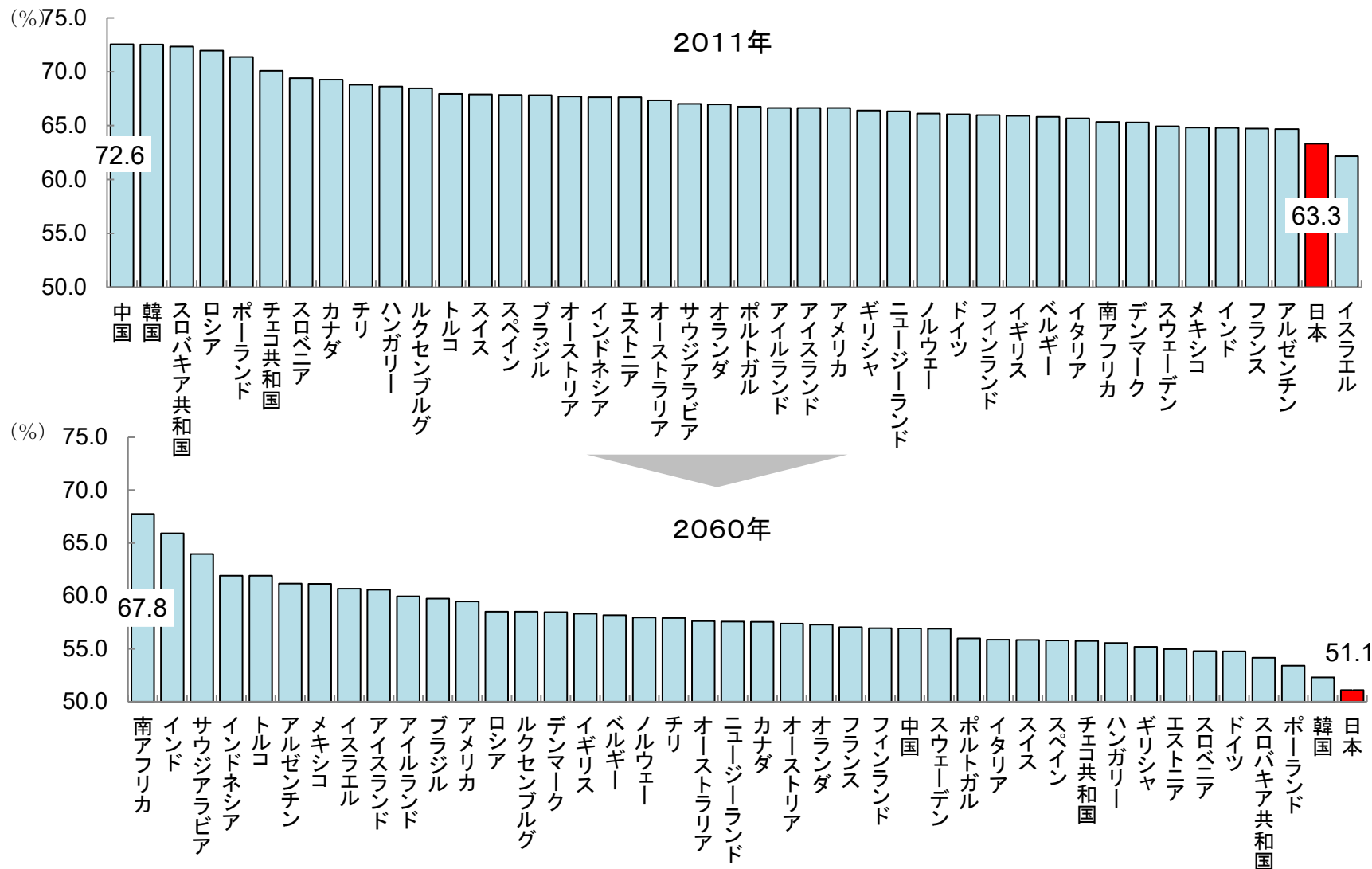
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

【出典】1920年～2020年：総務省統計局「人口推計」、2025年～2070年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

OECD加盟国の生産年齢人口の将来予測

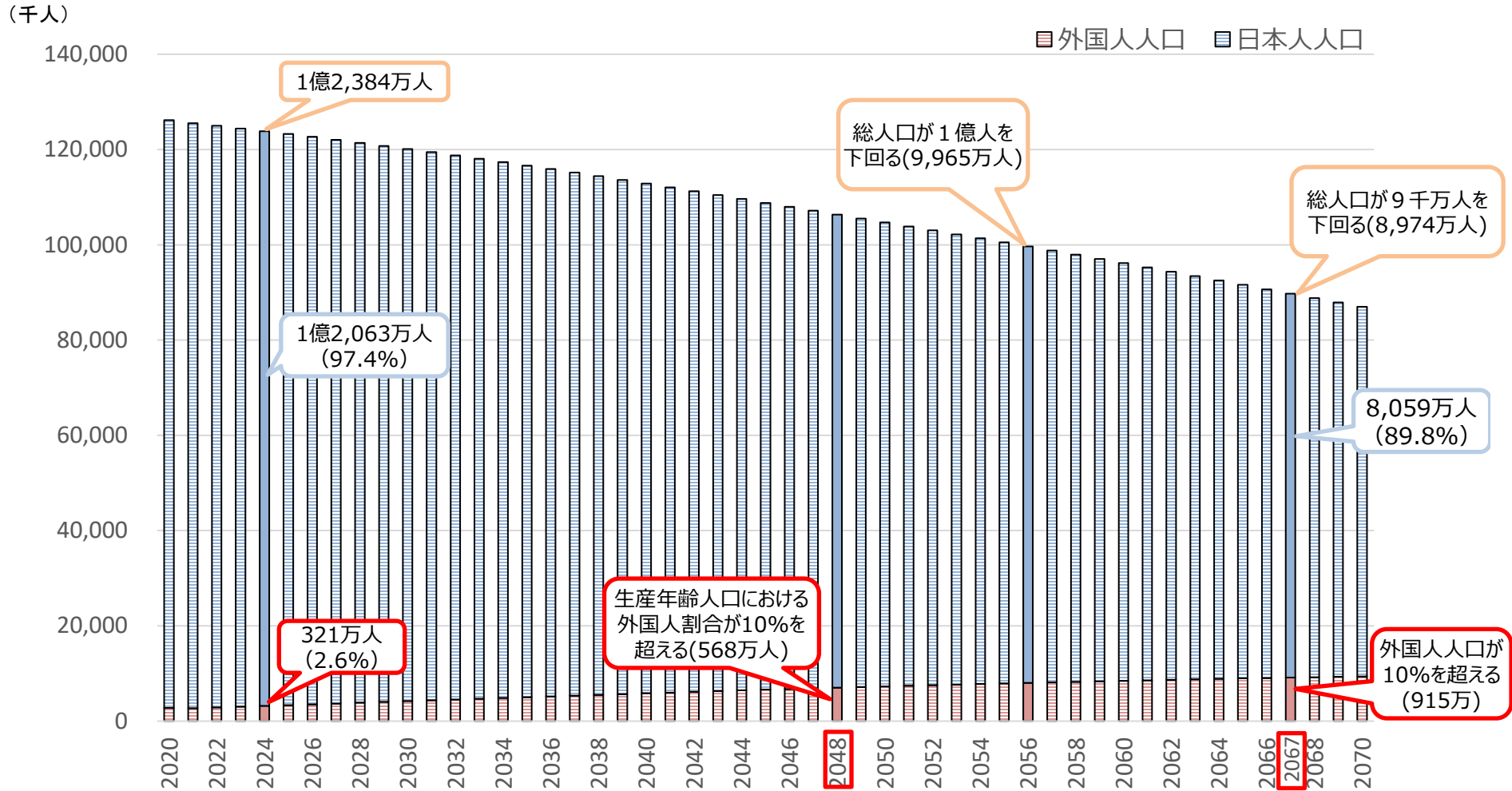
◆ OECDの予測では、2060年には日本の生産年齢人口が51.1%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



【出典】OECD「Looking to 2060 : Long-term global growth prospects」をもとに作成

外国人人口の将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2048年に生産年齢人口における外国人割合が10%を超え、2067年に総人口における外国人人口が10%を超える。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

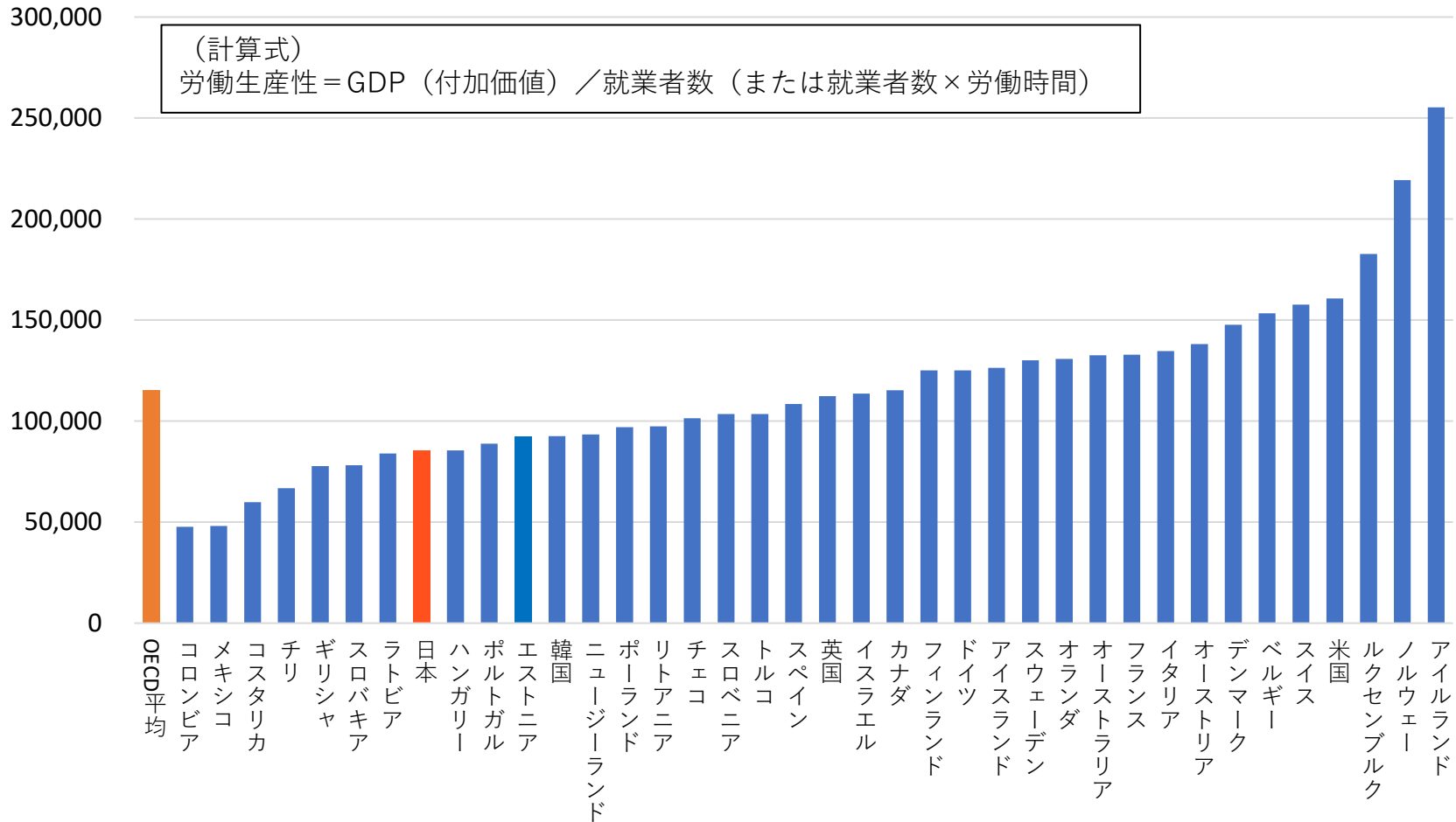
外国人を含む日本に3か月以上にわたって住んでいる、または住むことになっている総人口から、日本人人口を減じた数を外国人人口とした。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2022年）

◆ 2022年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は85,329ドルであり、OECD加盟38か国中31位、米国の約54%にとどまっている。

(ドル)



【出典】公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」をもとに作成

2. 顕在化している課題等について

子供の幸福度（精神的幸福度、身体的健康、学力・社会的スキル）

総合順位	国	精神的幸福度（※1）	身体的健康（※2）	スキル（※3）
1	オランダ	1	9	3
2	デンマーク	5	4	7
3	ノルウェー	11	8	1
4	スイス	13	3	12
5	フィンランド	12	6	9
6	スペイン	3	23	4
7	フランス	7	18	5
8	ベルギー	17	7	8
9	スロベニア	23	11	2
10	スウェーデン	22	5	14
11	クロアチア	10	25	10
12	アイルランド	26	17	6
13	ルクセンブルク	19	2	28
14	ドイツ	16	10	21
15	ハンガリー	15	21	13
16	オーストリア	21	12	17
17	ポルトガル	6	26	20
18	キプロス	2	29	24
19	イタリア	9	31	15
20	日本	37	1	27
21	韓国	34	13	11
22	チェコ	24	14	22
23	エストニア	33	15	16
24	アイスランド	20	16	34
25	ルーマニア	4	34	30
26	スロバキア	14	27	36
27	英国	29	19	26
28	ラトビア	25	24	29
29	ギリシャ	8	35	31
30	カナダ	31	30	18
31	ポーランド	30	22	25
32	オーストラリア	35	28	19
33	リトアニア	36	20	33
34	マルタ	28	32	35
35	ニュージーランド	38	33	23
36	米国	32	38	32
37	ブルガリア	18	37	37
38	チリ	27	36	38

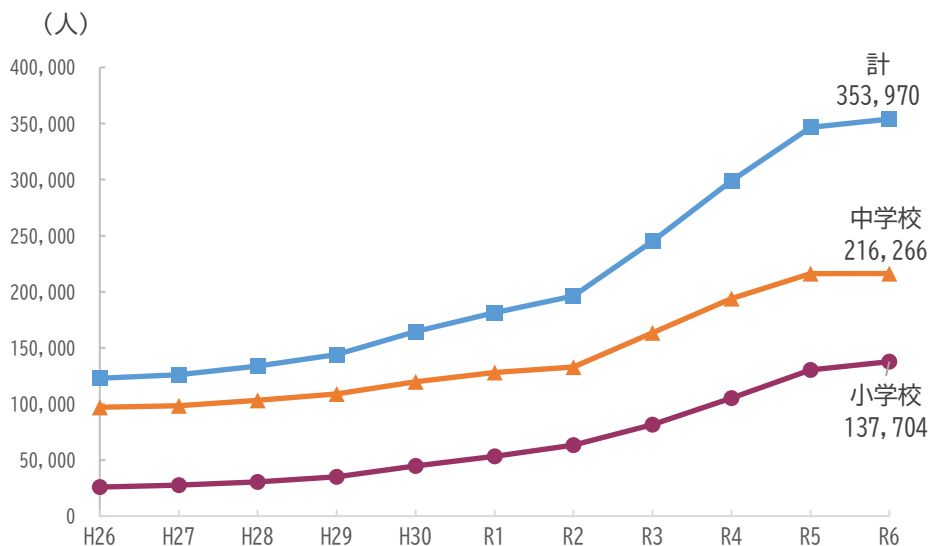
- （※1）精神的幸福度
 ・生活満足度が高い15歳の割合
 ・15～19歳の自殺率
- （※2）身体的健康
 ・5～14歳の死亡率
 ・5～19歳の過体重／肥満の割合
- （※3）スキル
 ・数学・読解力で基礎的習熟度に達している15歳の割合
 ・社会的スキルを身に付けている15歳の割合

【出典】ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード16
 - 子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」

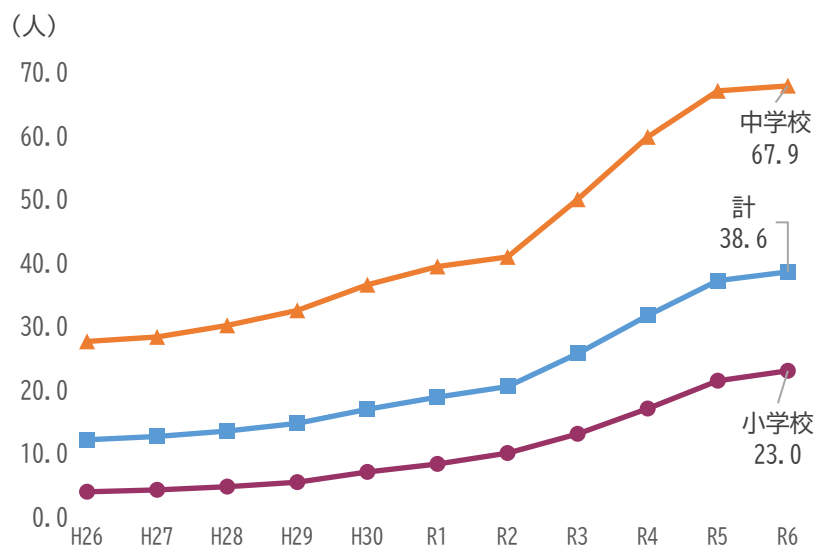
小・中学校における不登校の状況

- 小・中学校における不登校児童生徒数は353,970人(前年度346,482人)と過去最多となり、12年連続で増加したものの、増加率は小学校5.6%(前年度24.0%)、中学校0.1%(前年度11.4%)、小・中学校全体2.2%(前年度15.9%)であり、前年度から低下した。
- 児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は38.6人(前年度37.2人)であった。

不登校児童生徒数の推移



1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	25,864 3.9	27,583 4.2	30,448 4.7	35,032 5.4	44,841 7.0	53,350 8.3	63,350 10.0	81,498 13.0	105,112 17.0	130,370 21.4	137,704 23.0
中学校	97,033 27.6	98,408 28.3	103,235 30.1	108,999 32.5	119,687 36.5	127,922 39.4	132,777 40.9	163,442 50.0	193,936 59.8	216,112 67.1	216,266 67.9
合計	122,897 12.1	125,991 12.6	133,683 13.5	144,031 14.7	164,528 16.9	181,272 18.8	196,127 20.5	244,940 25.7	299,048 31.7	346,482 37.2	353,970 38.6

【出典】文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒

<調査概要>

調査対象地域・学校等

全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒

※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象

・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出

・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出

・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出

回収数及び回収率

対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）

調査回答者等

調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）

質問項目

I. 児童生徒の困難の状況

学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）

行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」）

II. 児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考)過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。

従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

※1 高等学校については令和4年のみ調査。 ※2 平成14年調査及び平成24年調査は、小学校・中学校のデータ。



3. 次期学習指導要領に向けた検討状況について



1. 学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

「主体的・対話的で深い学び」の実装

多様性の包摂

実現可能性の確保

自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成

学習指導要領
改訂に向けた
ポイントは？

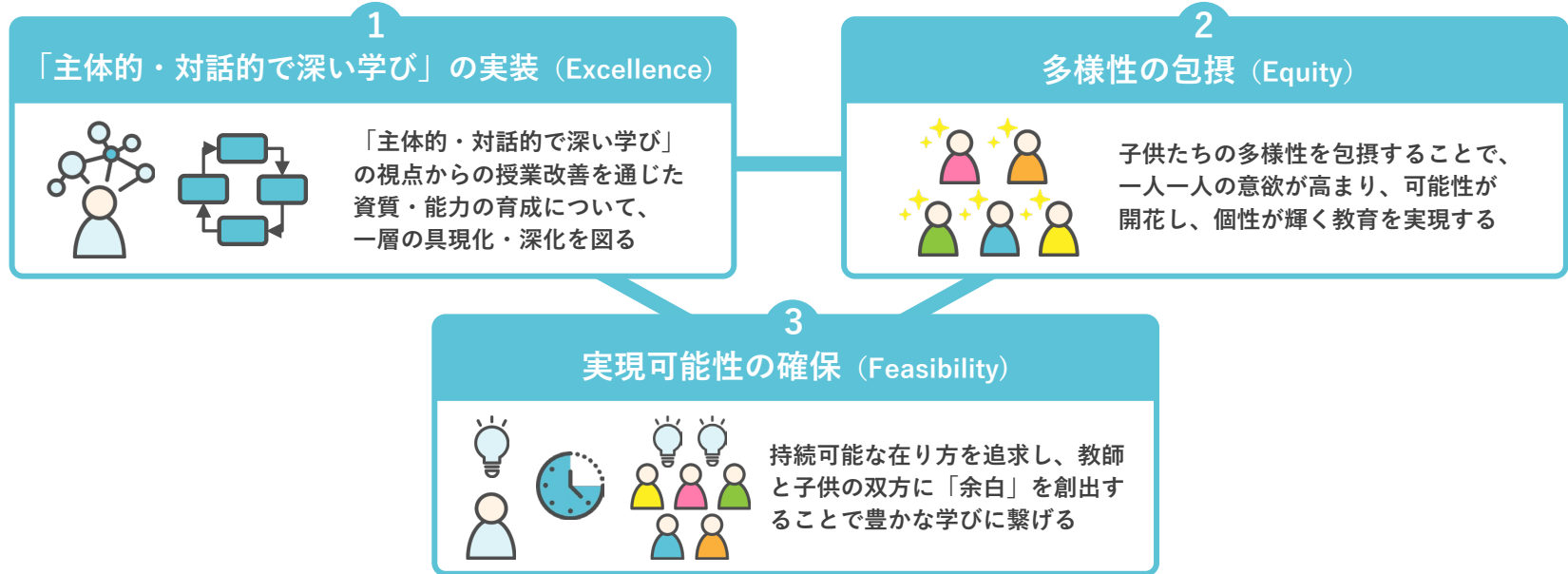


どんなことを
話し合ったの？



次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに





生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

 自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成 

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定の充実

個人探究
グループ探究

総合



生きて働く「確かな知識」の習得
興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実
探究的な要素を持つ学習活動の充実
家庭学習の内容を自律的に決められる
ような段階的指導
(家庭学習ははじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール形成や
学校生活改善、行事の創造等
の明確化
(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとする
ことの重要性の明文化
(安易な多数決の回避や少数意見の
吟味)

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の重
要性、知・徳・体の
調和のとれた発達に
向けた、道徳的価値
の対立を乗り越える
必要性や道徳の実践
の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学び
と協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等、多様な
実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤として
の心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備

※本イメージ図は、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今般の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない



2. 「深い学び」を実現するための 分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

「深い学び」の実現

理念の整理

学習指導要領
と授業が結び
つかない



「深い学び」を
実現する授業の
イメージが
掴みにくい



2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」の関係の在り方

課題

- ・デジタル学習基盤を前提とした学習指導要領の記載が不十分であり、ICTの学習ツールとしての活用は道半ば。
- ・「個別最適な学びと協働的な学び」という学習形態のみが強調され、「主体的・対話的で深い学び」に繋がっていない。



デジタル学習基盤の活用を前提とした、これからの学びの方向性について、関係概念を分かりやすく整理しつつ学習指導要領で示す。

1. デジタル学習基盤を前提にした改訂の方針

✓ 総則において以下のようなデジタル学習基盤の意義を示す

- ・多様な子供たちにとっての包摂性を高めながら、教師にとって持続可能な形で主体的・対話的で深い学びを通じた資質・能力の育成に資する学習環境デザインを実現できる
- ・教師の指導のツールとしての側面に加え、学習者の学習ツールとしての側面を有しており、子供にとっての学びやすさの向上や合理的配慮の基盤として働き、多様な特性を持つ子供たちが主体的に学ぶための基礎となる
- ・デジタルカリアルか等の二項対立に陥らず、デジタルも最大限活用して一人一人の豊かな学びを充実させる視点が重要である



別途指針



- ✓ 生成AIなど情報技術進展への対応は、必要に応じて別途ガイドラインや指導資料で示す



- ✓ 各教科等の資質・能力や固有の学習過程を示す際、デジタル学習基盤が常時利用可能であることを前提とする

2. 「主体的・対話的で深い学び」と 「個別最適な学びと協働的な学び」の整理



「個に応じた指導」と
「個別最適な学び」

- ✓ 類似する用語の並立を避け、概念を整理する

「対話的な学び」と
「協働的な学び」

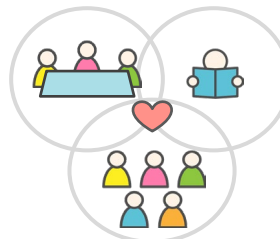


- ✓ 「個別最適な学び」を、多様な子供たち一人一人に主体的・対話的で深い学びを実現する視点として明確化

教師の視点
学習者の視点



- ✓ 教師と学習者双方の視点を踏まえ、バランスある記載に



- ✓ 一斉・グループ・個別を効果的に組み合わせること、集団作りや心理的安全性の確保等の重要性を示す




3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？


調整授業時数制度の創設

高校の単位制の柔軟化

個々の児童生徒に対応した教育課程



時数が固定化し
柔軟な運用が
難しい



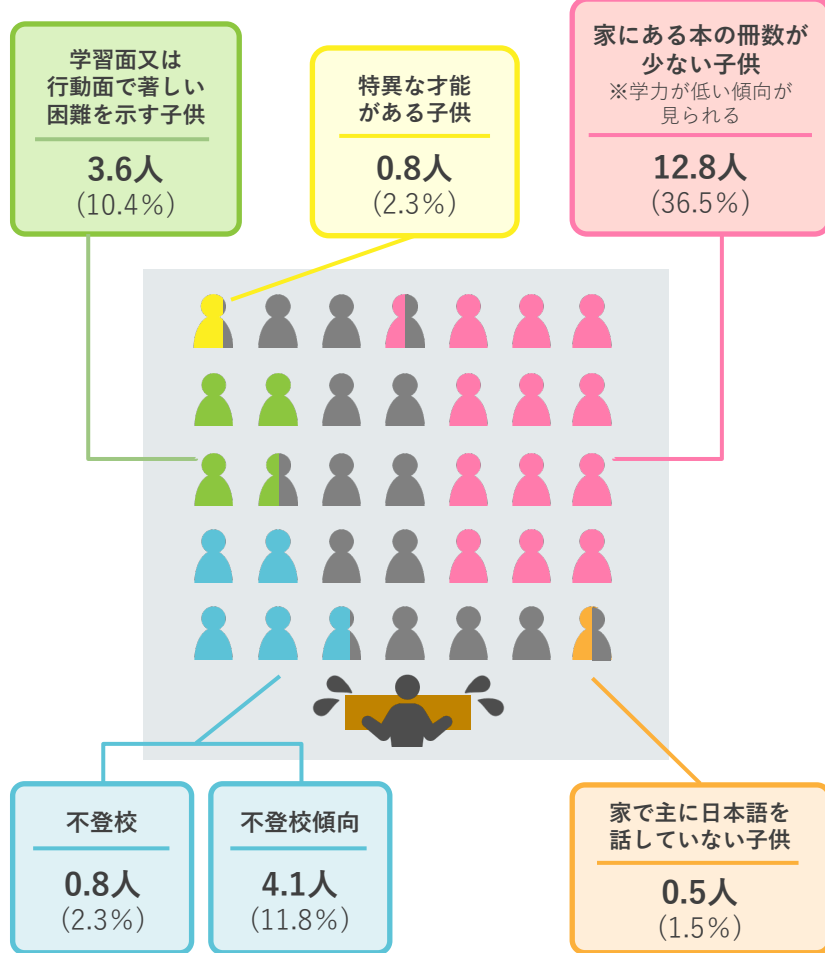
多様な子供に
合わせた工夫が
しにくい

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

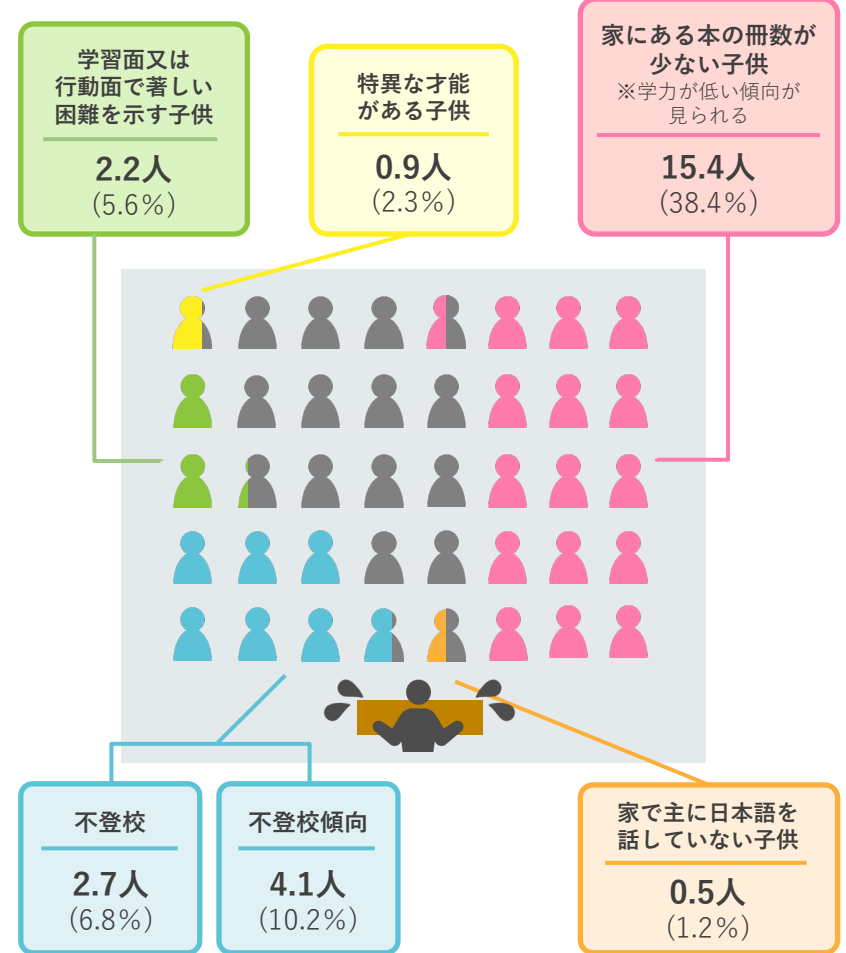
検討の前提（児童生徒の実態）

どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題。

- 小学校 35人学級 -



- 中学校 40人学級 -



※諮問参考資料P46,47より一部データを更新して作成 https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_3.pdf
 ※特異な才能がある子供：IQ130以上を仮定しているが、多様な基準や考え方が存在し、要因が複合している場合もある。
 そのため、多様な種類・程度の特性がある子供がおり、その対象範囲は想定よりも広いとも考えられる。

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

調整授業時数制度の創設（義務教育段階）

課題

多様な個性や特性、背景を有する子供たちの存在が顕在化する中、現行制度では多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の編成に限界がある。



子供の実態等に応じた標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」を創設。個性・特性に応じた学びに繋がる「裁量的な時間（※）」の実施などを可能とする。

1015
単位時間

現行制度

教科A

教科B

その他教科等

イメージ

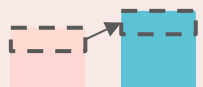


1



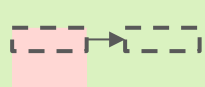
各教科の標準時数を下回ることができるようにする

2



調整授業時数を他教科等に上乗せして活用できるようにする

3



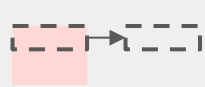
調整授業時数を「裁量的な時間（※）」に充てられるようにする

4



「裁量的な時間」の一部について、教育の質の向上に向けた、授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等に充てられるようにする

5



調整授業時数を特に必要な教科の開設に充てられるようにする

（※）児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間（基本的な概念の獲得や意味理解を伴った確かな知識の習得、認知の特性に応じた学力保障、学習方略に関する指導、個人探究を伴う体験活動、ソーシャルスキルトレーニング等）

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

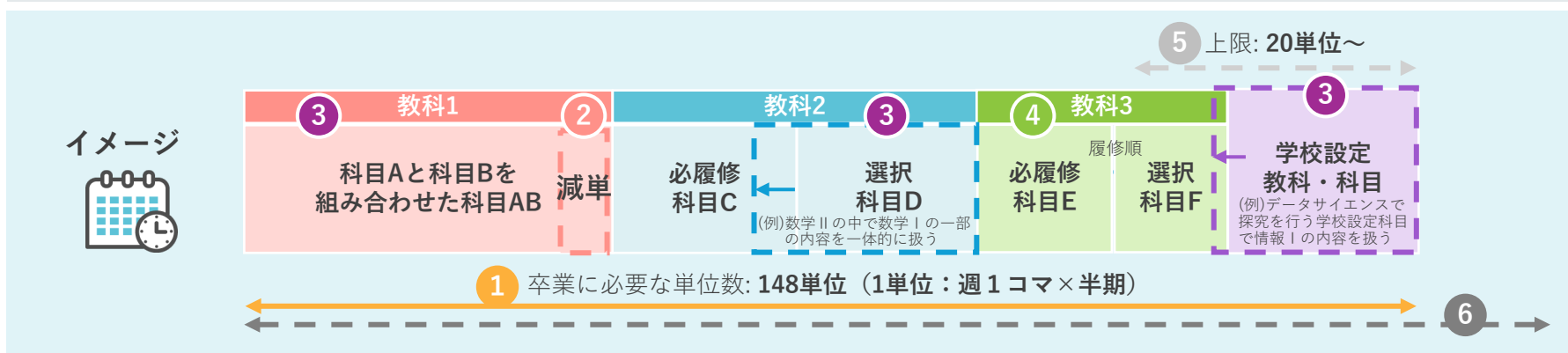
単位制の柔軟化（高等学校段階）

課題

高校では、標準単位数や履修順、過当たり授業時数等の規定により、各学校が生徒の実態に応じた柔軟な教育課程が編成しにくい。



教科・科目の柔軟な組み合わせ、標準単位数の細分化、履修免除の仕組みの創設などにより、単位制を大幅に柔軟化。多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を可能とする。



1

単位数を細分化し、学期ごとの単位の認定や、細かな増単・減単をしやすくする

2

複数科目を一体的に指導する場合の減単を可能とする

3

必修修を含む科目統合などを学校判断で柔軟に運用できるようにする

4

外国語の外部試験で内容を十分に修得していることが明らかな場合など、一定の条件下で履修免除や振り替えを認められるようにする

5

学校設定科目の修得単位数を増やす（現行は20単位まで）

6

過当たり授業時数の標準（週30コマ）を示さない方向で検討

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

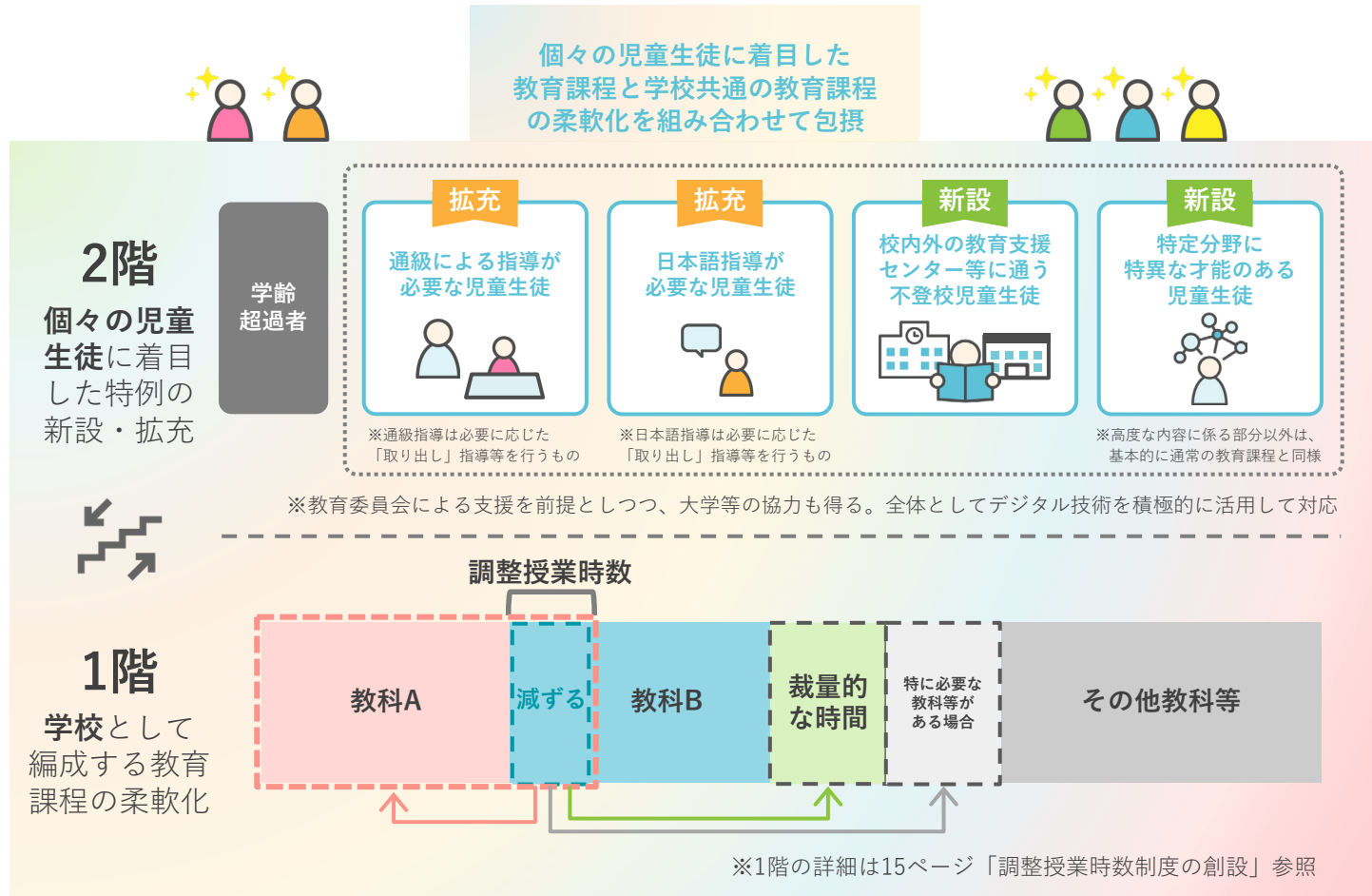
課題

各学校が編成する一つの教育課程では、多様な個性や特性、背景を有する子供たちに対応することが難しい場合もある。



「個々の児童生徒」に着目した教育課程編成の特例の新設・拡充により、学校共通の教育課程（1階）と個々の児童生徒に着目して編成する教育課程（2階）の柔軟化を組み合わせることで多様な子供たちを複層的に包摂する。

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ





4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

小中高を通じた体系的な
教育内容の充実

情報活用能力を基盤とした
質の高い探究的な学びの実現

「学習の基盤となる資質・能力」の整理

技術の進歩に
どう対応すれ
ばいいだろう



これからの社会で
必要な内容を指導
できていない



4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

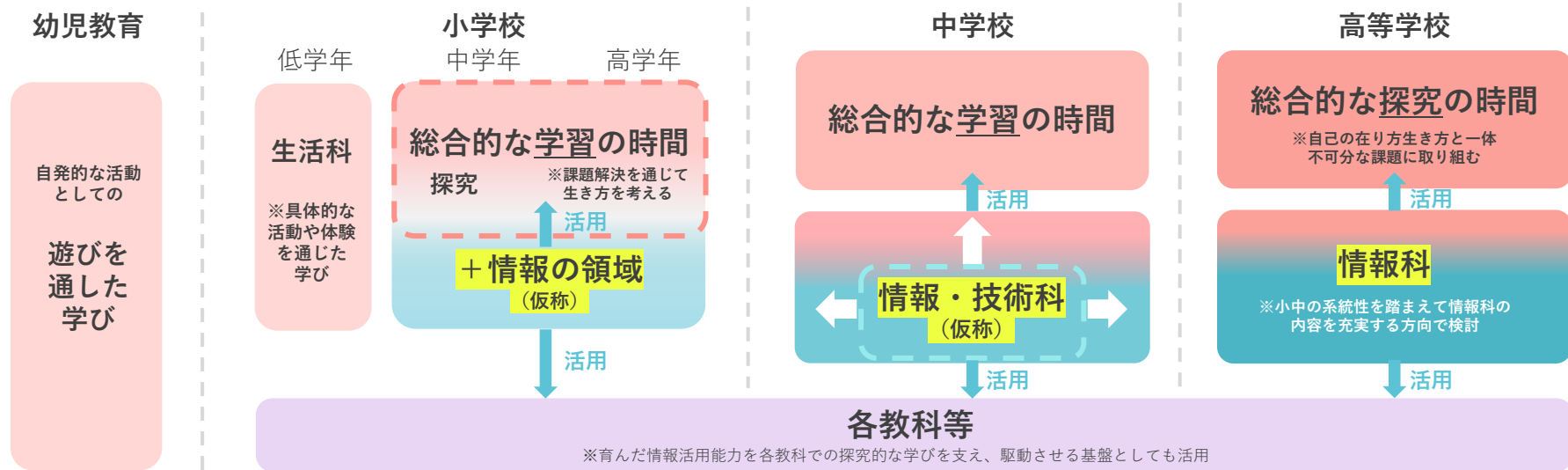
情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

課題

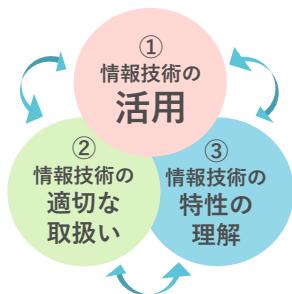
生成AIなどデジタル技術の発展が進む中、情報活用能力の育成にあたっての指導内容が必ずしも十分でなく、小中高通じた育成体系が不明確。



情報活用能力を各教科も含めた探究的な学びを支える基盤と位置付け、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実を図る。デジタルの負の側面にも対応しながら情報技術を自在に活用して課題解決ができる人材を育成する。



情報活用能力を構成する各要素



①情報技術の活用

情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること

②情報技術の適切な取扱い

情報技術を扱う際の留意事項に関すること (情報モラル、権利と責任等)

③情報技術の特性の理解

情報技術の特性の科学的な理解に関すること (コンピュータの仕組み、データ活用等)

小学校段階

体験的な活動を重視し、「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱い」、「③特性の理解」と相まって培う

中学校段階以降

各要素の内容を深めつつ、より抽象的・科学的な理解を必要とする「③特性の理解」を一層重視

中学校 情報・技術科 (仮称) イメージ

技術を活用して
実生活・実社会
の課題を探究的
に解決する内容
の充実を図る

A 材料と加工の技術 (木材での作品製作等)

B 生物育成の技術 (作物栽培等)

C エネルギー変換の技術 (電気回路等)

D 情報の技術 (情報メディアの特徴、 プログラミングによる問題解決等)

3Dプリンタ、センシングデータ、シミュレータの活用等、情報技術との関わりを強化する観点から、取り扱う内容を充実させる

小学校段階での改善を土台とし、大幅な充実 (生成AI、プログラミング、情報セキュリティ等) を行うとともに、他の3領域の基盤と位置付ける



5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

現行教育課程での工夫

標準授業時数の弾力化と時数精選

教科書等の改善

研修や教材研究の
時間が足りない



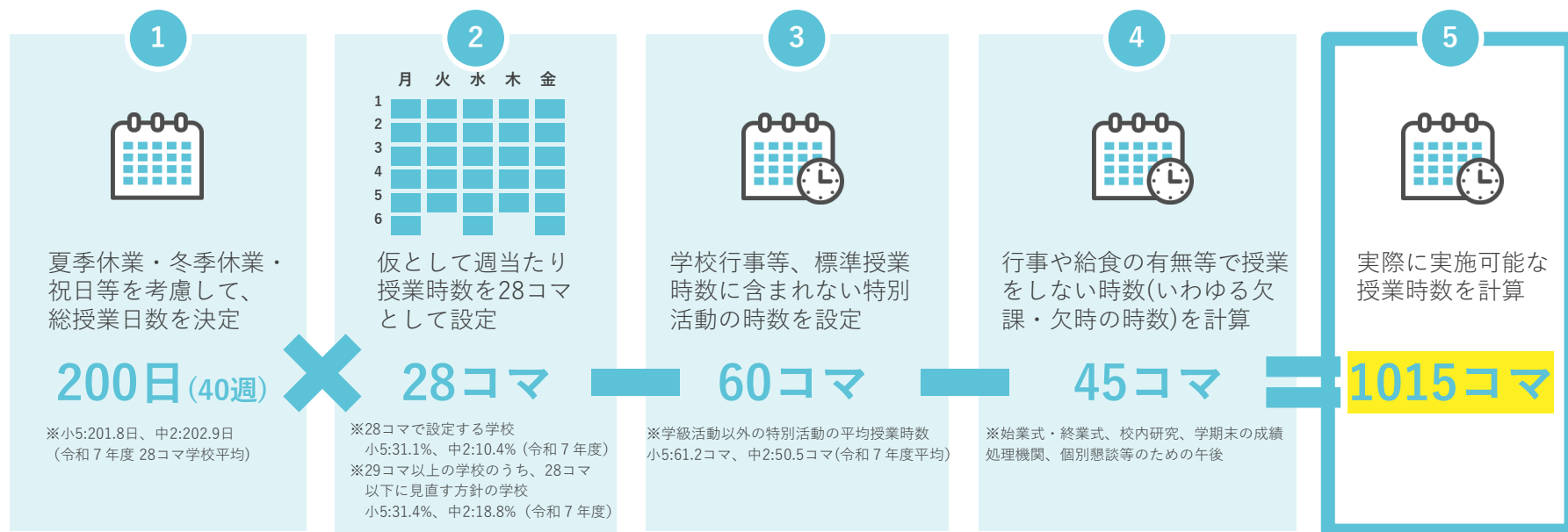
教科書が
終わらない



5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

ー現行制度でもできることー

現行教育課程の下で、具体的に週当たり時数を減らす工夫例（先行事例を踏まえた編成過程の例）



必要に応じて、授業日数、学校行事等、欠課の時数等を柔軟に見直し、調整することで、現行教育課程の下でも、標準授業時数ベースの各教科等の時間を1015コマ程度として週28コマでの編成が可能

※以上はあくまで一例であり、具体的な適切な水準を示すものではない。各学校や地域の実情に応じて、授業日数、学校行事等、欠課の時数等は適宜調整すべきもの
※こうした取組を進めていくためには、保護者や地域住民といった社会の理解の醸成も重要となる

5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

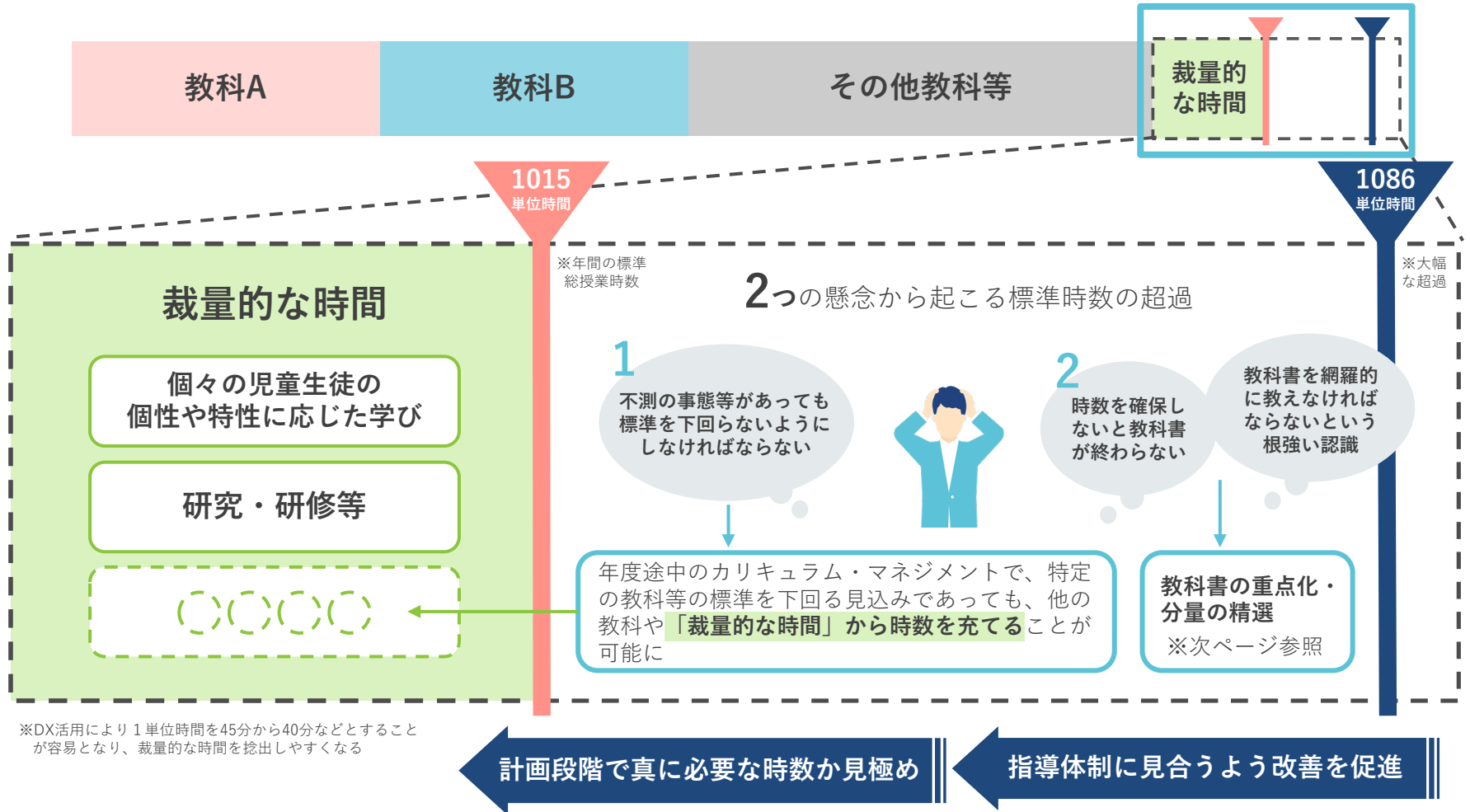
標準授業時数の弾力化と時数精選の関係

課題

不測の事態への対応、教科書が終わらないのではないかと
いう不安や、週29コマ実施する根強い習慣から、標準を大
幅に超える授業時数が生じ、教師の負担や負担感が増大。



過当たりの時数の見直しや標準授業時数の弾力化、学習指導
要領の構造化、教科書等の改善など総合的に対応。教師と子
供たちに「余白」を生み出し教育の質の向上を図る。





7. その他の検討事項の方向性は？

カリキュラム・マネジメントの在り方

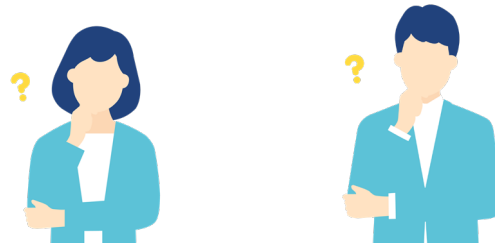
高等学校入学者選抜

産業教育

特別支援教育

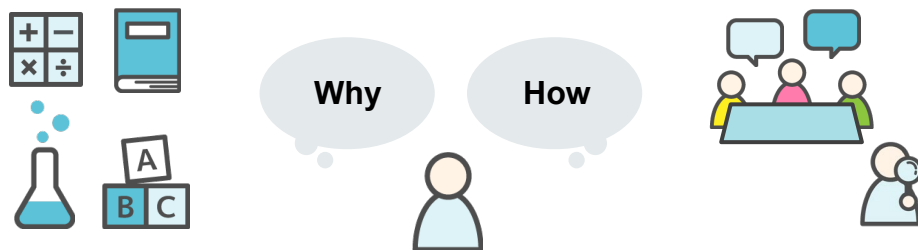
幼児教育

子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善



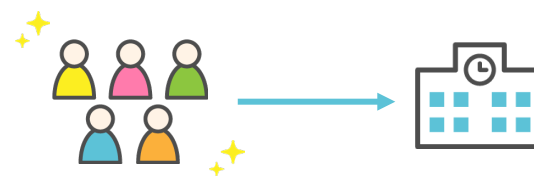
7.その他の検討事項の方向性は？

(1)カリキュラム・マネジメントの在り方



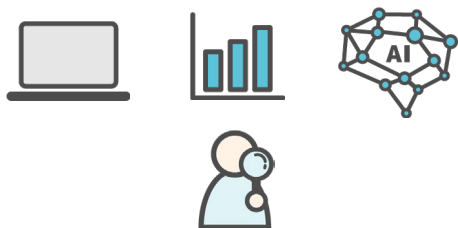
カリマネが「何のために」「どのように」行われることが期待されるかについて具体化し、教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう考え方を整理する。

(2)高等学校入学者選抜



多様な生徒の個性・特性を踏まえた選抜を充実させ、中学校以下との円滑な接続に資するよう改善を行う。

(3)産業教育



産業構造の変化などを踏まえ、データサイエンス・AIを活用した実践的な学びを充実させ、産業教育の教育課程を改善する。

(4)特別支援教育



通常の学級における合理的配慮の提供の充実、通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し、特別支援学校や特別支援学級における教育活動全体を通じた自立活動の指導などにより、特別支援教育を充実させる。


(5)幼児教育



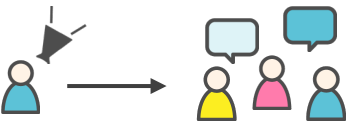
すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通じた学びを保障するために幼児教育を充実させる。

(6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善


学校という身近な社会の改善を通じて
 \ 主体的・実践的に社会参画する力を育む /



教師の適切な指導のもと、校則など学校のルール設定をはじめとする学校運営に発達段階に応じて子供が関わる仕組みを明確化

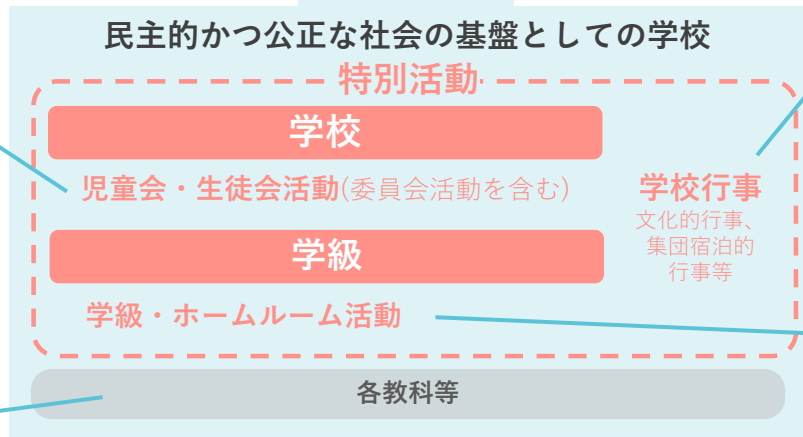
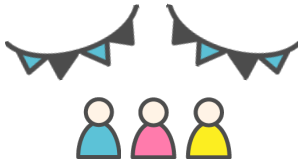


自分の意見の根拠を持った説明、一方的な意見の主張に止まらない対話を含む、「協働的な学び」を一層重視

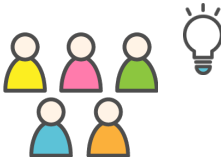


意見表明の推進

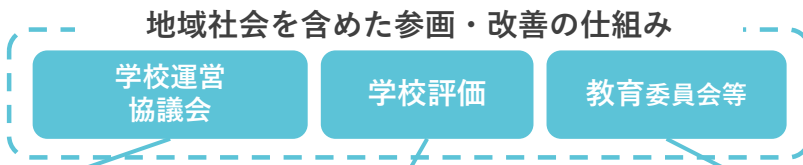
子供の社会参画や意見表明の推進を議題としたり、子供自身が学校運営協議会に参画するなどしたりして、社会参画を促進


各行事の特質や教師の過度な負担を生じさせない観点を踏まえつつ、子供たちが創造する活動であることを明確化



学級内の多様性を前提に、共生社会の実現に向けた納得解を形成しようとすることの重要性を明確化



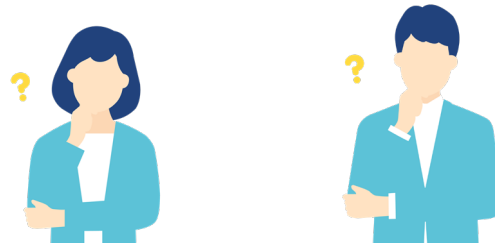

学校運営の評価・改善プロセスに子供が関わることを促進



教育振興基本計画等の策定をはじめとする地方公共団体の議論において、子供の意見表明の機会を設ける等、学校を超えた子供の社会参画を促進



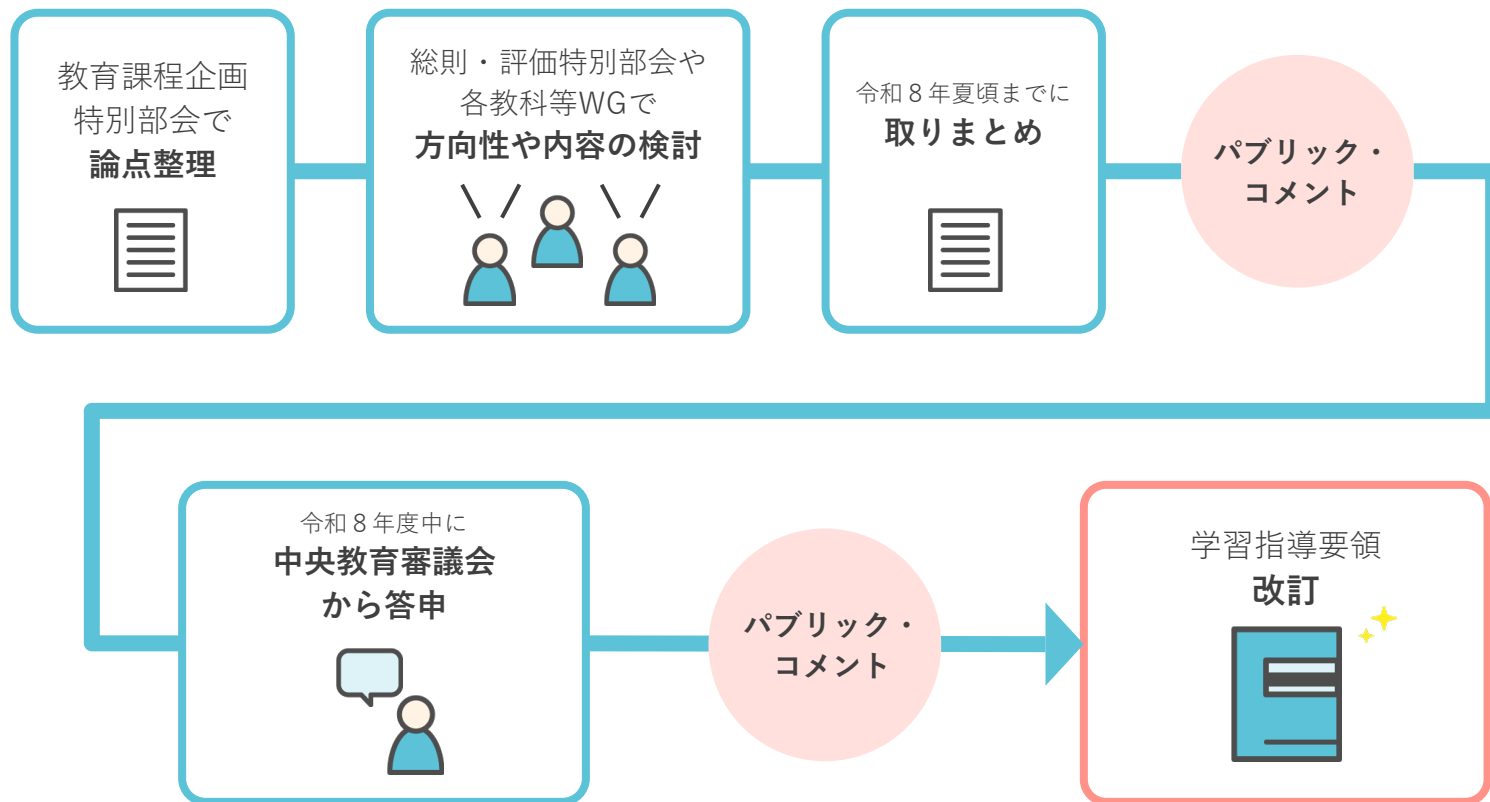
8. 今後どのように検討を進めるのか？



8.今後どのように検討を進めるのか？



検討スケジュール



4. 高校教育改革

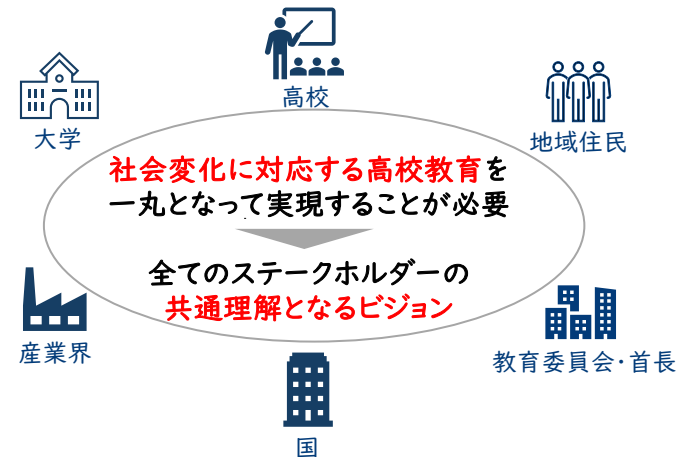
高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)【概要】

～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～

New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools


1. グランドデザインの背景・必要性

- ✓ AIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展
2040年には、**少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化**が一層深刻化
→現在の人材供給トレンドが続けば、**労働力需給ギャップ**が発生
(事務職は余剰、**AI・ロボット関係、いわゆる理系人材は不足**)
- ✓ 将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からない
→生徒それぞれの**多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現**を支え、**生徒の可能性を広げ能力を伸ばす**
→全ての高校生が**家庭の経済状況等に左右されることなく**、希望する大学等への進学や就職等をし、それが**個人の幸福**につながり、ひいては、**我が国の経済・社会の基盤を強いもの**としていくことにつながる




2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

視点1 不確実な時代を自立して生きていく
主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

 **学びの在り方の転換**
(New Transformation)


- ✓ リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、**「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保**し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現
- ✓ **スクール・ミッション、スクール・ポリシー**を踏まえた**教育活動の改善、公表**
- ✓ **高校教育と一貫した大学教育改革**(主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等)

視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

 **最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化**
(New Excellence)

- ✓ **探究・文理横断・実践的な学び**、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びの充実
➔ **理数・文系的素養やAIを使いこなす力**を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感
- ✓ 各高校の**特色化・魅力化**
➔ 学科構成の見直し、**専門高校の機能強化・高度化**、グローバル人材の育成
➔ **「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成**

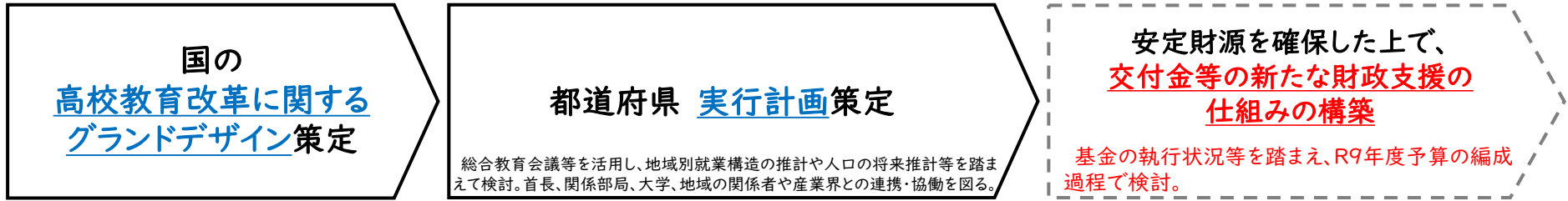
視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

 **学ぶ機会・アクセスの確保**
(New Education)

- ✓ **全国どこにいても多様で質の高い学び**を保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す
(**地理的アクセスの確保**、都道府県の実情等に応じた**学校配置・規模の適正化**、小規模校を含む**遠隔授業**等の推進)
- ✓ **通信制高校の教育の質の確保・向上**
- ✓ **不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導**が必要な生徒への教育の充実

3つの視点を重視しながら、更なる高校改革を進め、N-E.X.T.ハイスクール構想を実現する。
高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

3. N-E.X.T.ハイスクール構想の中核となる高校支援



※交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、N-E.X.T.ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（改革先導拠点）を創設。

新しい学校のイメージや取組例

専門高校の機能強化・高度化 <small>（アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等）</small>	普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化 <small>（文理の双方の素養を有する人材の育成等）</small>	地理的アクセス・多様な学びの確保
<p>（学校のイメージ） 地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリキュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネス経験の必修化 ✓ ものづくりから流通まで一体的な学びの実践 ✓ 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保 	<p>（学校のイメージ） 文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実社会につながる生きた授業の実践 ✓ 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備 ✓ 探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築 	<p>（学校のイメージ） 学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保 ✓ 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供

これらの取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

2040年までに達成を目指す目標

【職業教育の高度化・魅力の強化関係】

- ・地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100%
- ・少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準

【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】

- ・文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100%
- ・普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度

【多様な学びの確保関係】

- ・学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上
- ・高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクール[※]構想～

令和7年度補正予算額

2,955億円



※N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定）抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応 （6）公教育の再生・教育無償化への対応（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念**されるところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業

令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

**各都道府県に基金を設置し、類型に応じた
高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。**

アドバンスト・エッセンシャルワーカー 等育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

改革先導校の類型

取組内容例

学が意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- ・ 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- ・ 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
- ・ 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用
- ・ グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業

令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

- ①都道府県
- ②民間

補助率等

①10分の10

補助対象経費

- ①改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ②高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

事業スキーム 文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

(担当：初等中等教育局高等学校振興課)

高等学校教育改革等推進事業費の創設

- いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の实情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債」を創設

1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が提示した高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)を踏まえ、都道府県において策定される計画

(1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

- (例) ・ 先端技術を活用した機器導入
・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



(マシニングセンター)



(スマート農業対応温室)



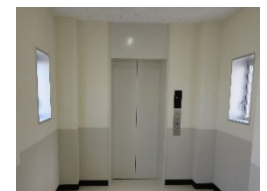
(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

(2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

- (例) ・ 理数系教育推進のための機器導入
・ 探究的な学びの実施に向けた施設整備

(3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

- (例) ・ 遠隔授業配信拠点の整備
・ 特別な教育的支援のための施設設備の整備

2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替えについては、交付税措置率30%

3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

4. 事業費

1,000億円

参考資料①

令和の日本型学校教育

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ 【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

個別最適な学び # 協働的な学び
主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

ICT環境の整備 # 学校施設の整備
少人数によるきめ細かな指導体制

参考資料②

GIGAスクール構想

GIGAスクール構想の成果と課題

① これまでの 成果

● 世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了

- ✓ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。



● 学力調査等にも効果

- ✓全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
- ✓コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。
- ✓ICTの活用は、教師の授業運営の効率化や質の向上にも寄与。



● 誰一人取り残されない学びの保障

- ✓該当者のいる約7割の学校で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援を実施。
- ✓同様に、8割以上の学校で、特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援を実施。



● 単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

- ✓デジタル人材育成の基盤（端末を活用してプログラミングを学んだ子どもの増加、また、今後のAI戦略にとっても重要）。



● 端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善

- ✓端末については、更新に必要な経費を確保し、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる。一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- ✓ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務（GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、ネットワーク環境がないと十分に活用できない）。



● 利活用に関する地域・学校間格差、生成AI等の先端技術への対応

- ✓端末の利活用に関する地域間格差を是正するとともに、急速に発展する生成AI等の先端技術への対応が必要。



● 情報活用能力の抜本的な改善

- ✓次期学習指導要領の議論においては、児童生徒の情報活用能力の抜本的向上や質の高い探求的な学びを図る方向。

● 校務DXの推進

- ✓校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



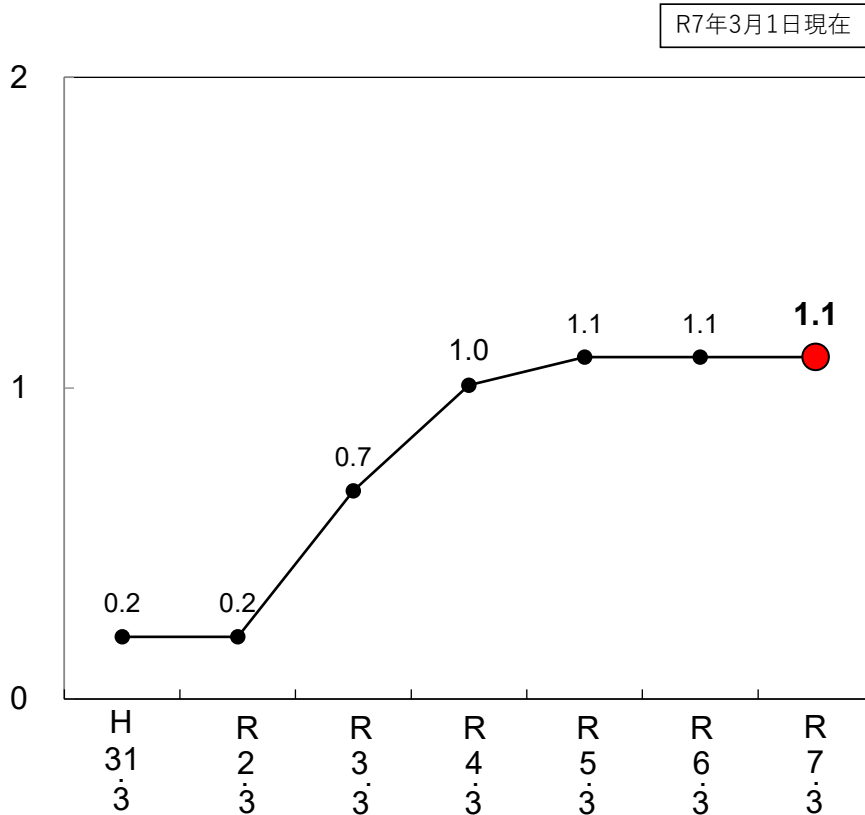
③ 今後の方向性（教育DXの更なる進化）

- 生成AIを含む端末利活用の更なる充実、情報活用能力を抜本的に向上させるための伴走支援の強化。
- クラウド環境の活用等による校務DXを加速。
- 共同調達スキームの下での着実な端末更新。
- ネットワークアセスメントの徹底・その結果を踏まえた通信ネットワークの着実な改善。

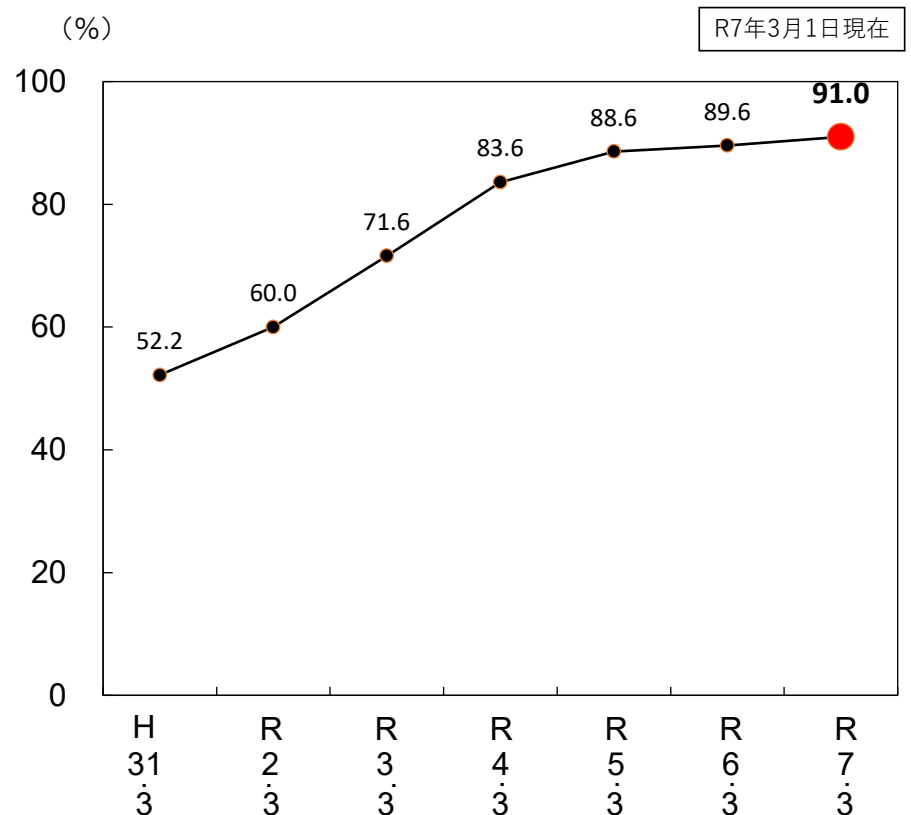


学校におけるICT環境の整備状況

児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数



普通教室の大型提示装置整備率



※ H31.3からR6.3までについて、「学習者用コンピュータ」は「教育用コンピュータ」のうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。

※ 「学習者用コンピュータ」はタブレット型コンピュータ(平板状の外形を備え、タッチパネル式などの表示/入力部を持ったコンピュータ)のほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。

※ 「児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数」は、「学習者用コンピュータ」の総数を児童生徒の総数で除して算出した値である。

※ 「大型提示装置」とは、※ H31.3からR6.3までにおいてはプロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。R7.3においてはプロジェクタ、大型ディスプレイ、電子黒板のことをいう。

※ 普通教室の大型提示装置整備率は、大型提示装置を設置している普通教室数の総数を総普通教室数で除して算出した値である。

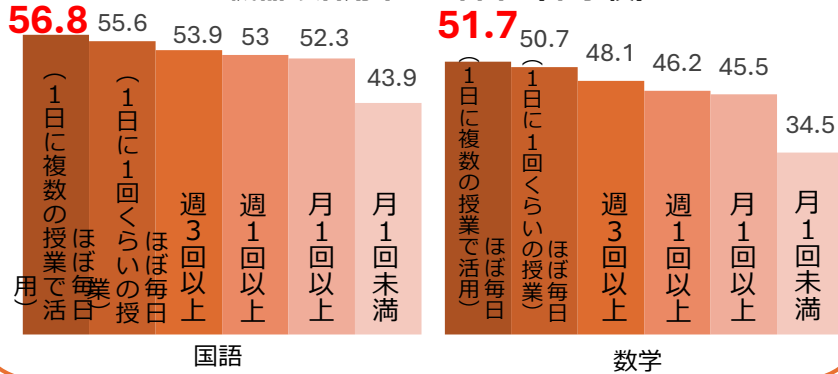
※ 可搬型の機器を複数の教室で使用している場合は、二重計上せず、主に使用している教室をカウントする。

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果のポイント（ICT関係）

- ◆ ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、小学校97%（前年比3ポイント増、中学校94%（前年比4ポイント増））。

- ◆ 児童生徒のICT機器を使用する頻度と各教科の正答率・スコアとの間に、一定の関係が見られる。

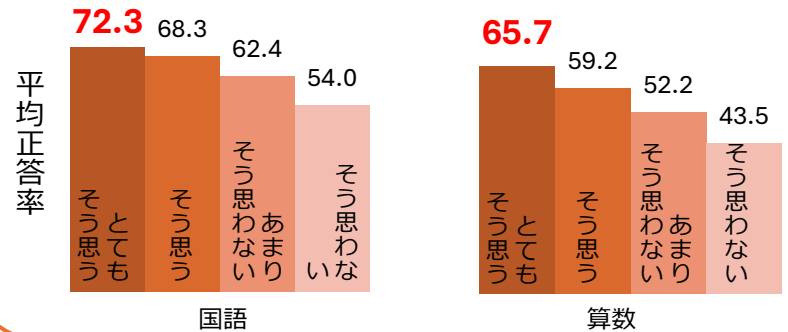
ICT機器の活用率×正答率（中学校）



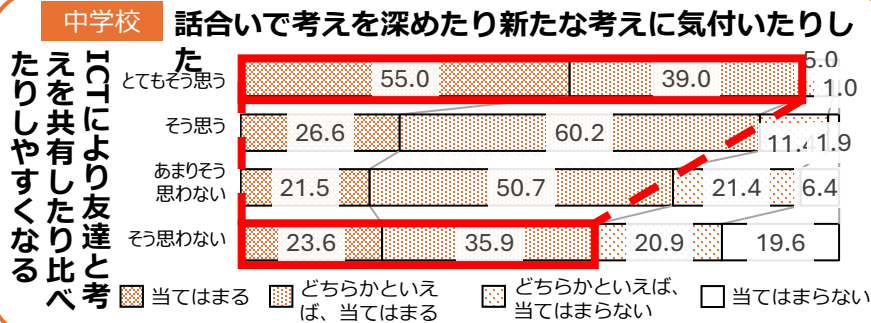
- ◆ 該当者のいる学校の7割以上で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援が行われている。

- ◆ ICT機器を活用する自信がある児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが高い傾向や、探究的な学びに取り組んだと回答する傾向が見られる。

「ICT機器を使って情報を整理できる」×正答率（小学校）

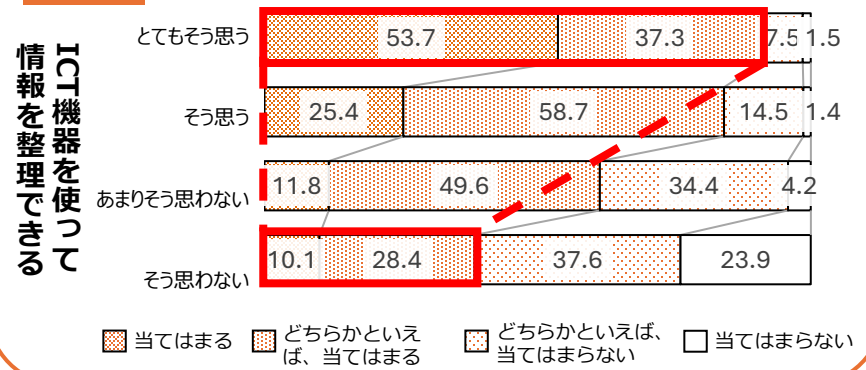


- ◆ 約9割の児童生徒が、ICT機器活用の効力感を感じており、このような児童生徒ほど、自分と違う意見や新たな考えについて考えることに前向きな傾向が見られる。



小学校

学んだことを生かしながら考えをまとめていた



デジタル学習基盤を活用した学校の姿（1日の流れ）

デジタル学習基盤を『当たり前』として活用し、
多様な子供たちの『深い学び』を教師にとっても持続可能な形で実現



GIGA前に学校が十分にできなかったこと

例えば...

- 連絡対応の負担が大きい
- 画一的授業の限界
- 学びの保障の限界
- 授業運営・校務の効率化の限界

参考資料③

不登校児童生徒への対応

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とし、以下の3つの柱を推進することにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。(令和5年3月)

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた取組

不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶことができるよう、個々の状況に応じた多様な学びの場の確保に向けた取組を推進。

✓ 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。
児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。

✓ 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行っている。

✓ 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組んでいる。

✓ 家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうけることができる。

アウトリーチ支援

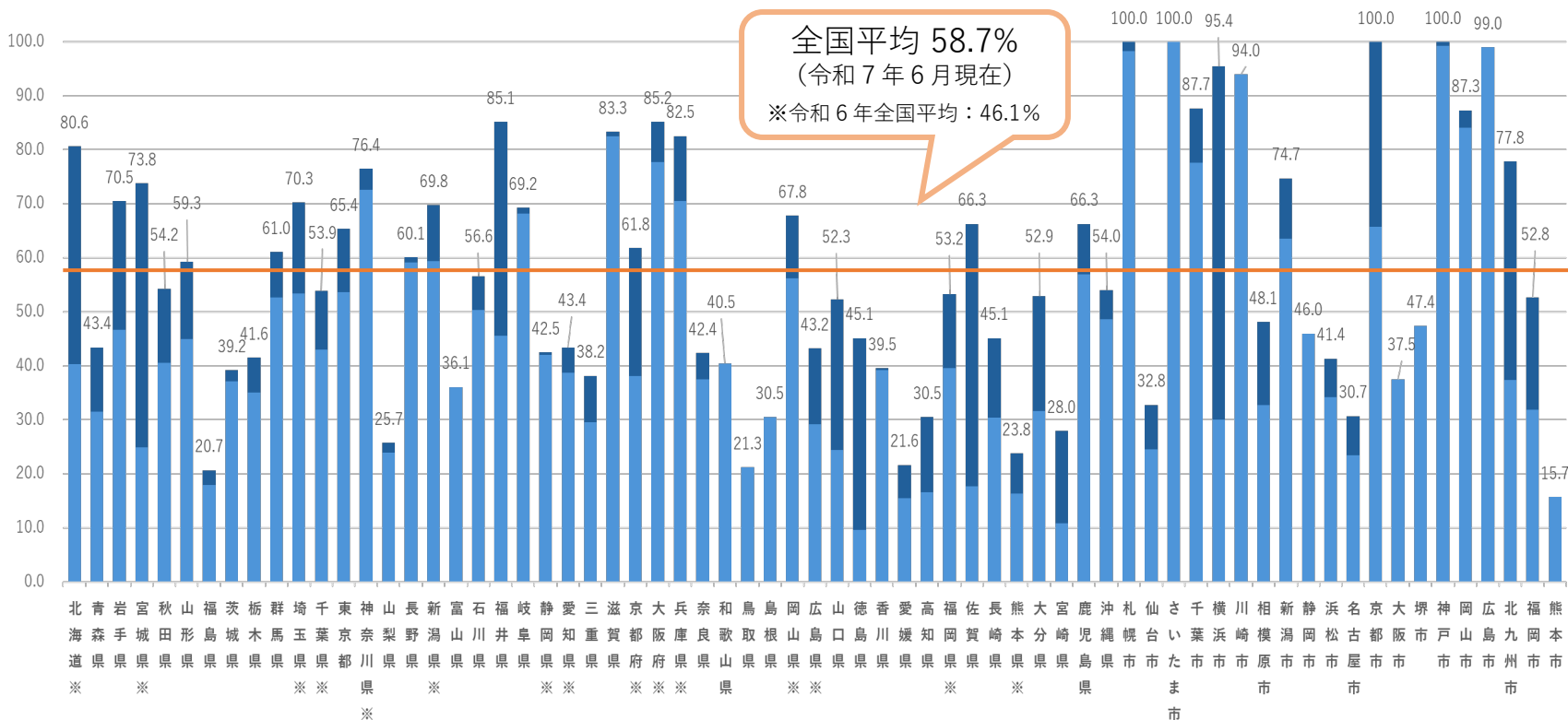
NPO等の民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行っている。

校内教育支援センター 設置状況

● 校内教育支援センターの設置状況は、令和7年6月時点で15,874校(小学校 49.1%、中学校 77.5%)
(内訳:公立小学校8,841校、中学校7,033校)

令和7年 公立小中学校の校内教育支援センター設置率 (都道府県・政令市別)

※の付く都道府県の内、政令市の実績は含まない
 ※R6 調査から設置校数の増加があった自治体については、
 R6 設置率：水色
 R7 設置率（今回）：濃青 で表示



【参考】 設置校数 15,874校 (小学校 8,841校(設置率: 49.1%)、中学校 7,033校(設置率: 77.5%))
 ※令和6年設置校数: 12,712校 (小学校6,643校(設置率: 35.9%)、中学校6,069校(設置率: 66.9%))

校内教育支援センター（SSR）の取組事例と成果

校内教育支援センター(SSR)とは

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートを行ったりします。

学校の不登校支援の中核

- ・SSR担当職員を校務分掌に「不登校支援コーディネーター」として位置づけ
- ・SSR担当職員が中心となり、学級担任と連携し、学校全体の不登校児童生徒支援を推進
- ・教員を対象とした研修の実施



オンライン指導等による学習保障

- ・教室の授業をオンラインで配信
- ・授業で使うプリントを活用
- ・自習用の学習プリントを準備



保護者支援

- ・不登校児童生徒の親の会の開催
- ・SSR通信の発行
- ・教育相談の場の提供



安心して学習に取り組める教室環境

- ・小集団で取組めるスペースと個別学習ブースを設置
- ・学校目標、学校だよりや学年だより、壁面装飾等を掲示し、明るくて温かみのある通いやすい教室環境を整備
- ・図書室などを活用することも可能



校内教育支援センターの成果

01 愛媛県における「校内サポートルーム」

愛媛県では 令和3年度から不登校の多い県内の中学校をモデル校として指定し（R3:4校、R4:8校、R5:8校）、実践的研究を推進（R3、R4 は文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の実証団体）。「校内サポートルーム」に専任教員を配置することで、個に応じたきめ細かな指導、支援を継続的に行うことができています。

<新規不登校生徒割合>

- ・新規不登校生徒数の割合が**大幅に下回る**（R4年度）

	県全体（中学校）	校内サポートルーム設置校
R4年度	43.2%	17.9%

<不登校状況の改善>

- ・約**53%**の生徒の不登校の状況が改善（教室復帰、学校に登校）（R5年度）

	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
好転	25人	32人	41人	5人	103人 52.9%
現状維持	10人	21人	40人	2人	73人 37.4%
悪化	4人	6人	8人	1人	19人 9.7%
合計	39人	59人	89人	8人	195人 100.0%

02 青森市における「校内教育支援センター」

青森県青森市では、不登校になっている児童生徒の学びの場を確保する観点から、令和5年度末時点で別室教室を設置する学校もあったものの、令和6年度からは、不登校にはなっていないが、欠席しがちな児童生徒の長期欠席を防止する観点も加えて、公立全小中学校（61校）への配置を推進（同年6月末に全校への配置完了）。

利用児童生徒に対して、個別のプログラムに基づき、教職員による学習支援や教育相談、スクールカウンセラーとのカウンセリング等のほか、学校によっては、地域ボランティアを活用して、支援を行っている。

<校内教育支援センター利用者の教室復帰率>

- ・校内教育支援センターを利用した**児童生徒の教室復帰に効果**（R6年7月末時点）

※教室復帰者数

週1時間以上、在籍学級で授業を受けるようになった児童生徒数

	利用者数	教室復帰者数	教室復帰率
小学校	109人	68人	62.4%
中学校	195人	92人	47.2%
合計	304人	160人	52.6%

利用者304名のうち、前年度不登校に区分されていた児童生徒は、137名（45.1%）である。

03 宮城県仙台市立富沢中学校「ステップルーム」

仙台市では、専任教諭を配置して支援を行う在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校で実施。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。（市内中学校：25/66校で設置（令和5年度））

<富沢中学校の利用者数等>

	不登校生徒数 （出現率）	平均利用者数 （1日あたり）	関係機関利用率
R3	54人（5.5%）	20人	4人
R4	36人（3.7%）	35人	7人

<変容が顕著だった生徒の例>

生徒A：(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席
R3は1～2時間程度登校し読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わりながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

生徒B：(R3)99日欠席 → (R4)1日欠席
R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

学びの多様化学校

学びの多様化学校とは

- 学校の管理機関（教育委員会・学校法人）からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。
- 具体的には、①教科の新設、②授業時数の組み替え、③指導内容の異学年への移行、④総授業時数の削減※、⑤1時間あたりの授業時間の短縮※などを行うことにより、不登校児童生徒が通いやすい学校を整備するもの。

※何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある場合

【R7年度】

19の都道府県*・10の指定都市に59校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する
学びの多様化学校がある都道府県を計上。



【R8年度】

31の都道府県*・12の指定都市に84校

設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R7	59	19	10
R8	84	31	12

学校種別設置状況（令和8年度）

- 小学校：17（13）校 中学校：62（41）校
- 高等学校：14（11）校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため
学校総数と一致しない

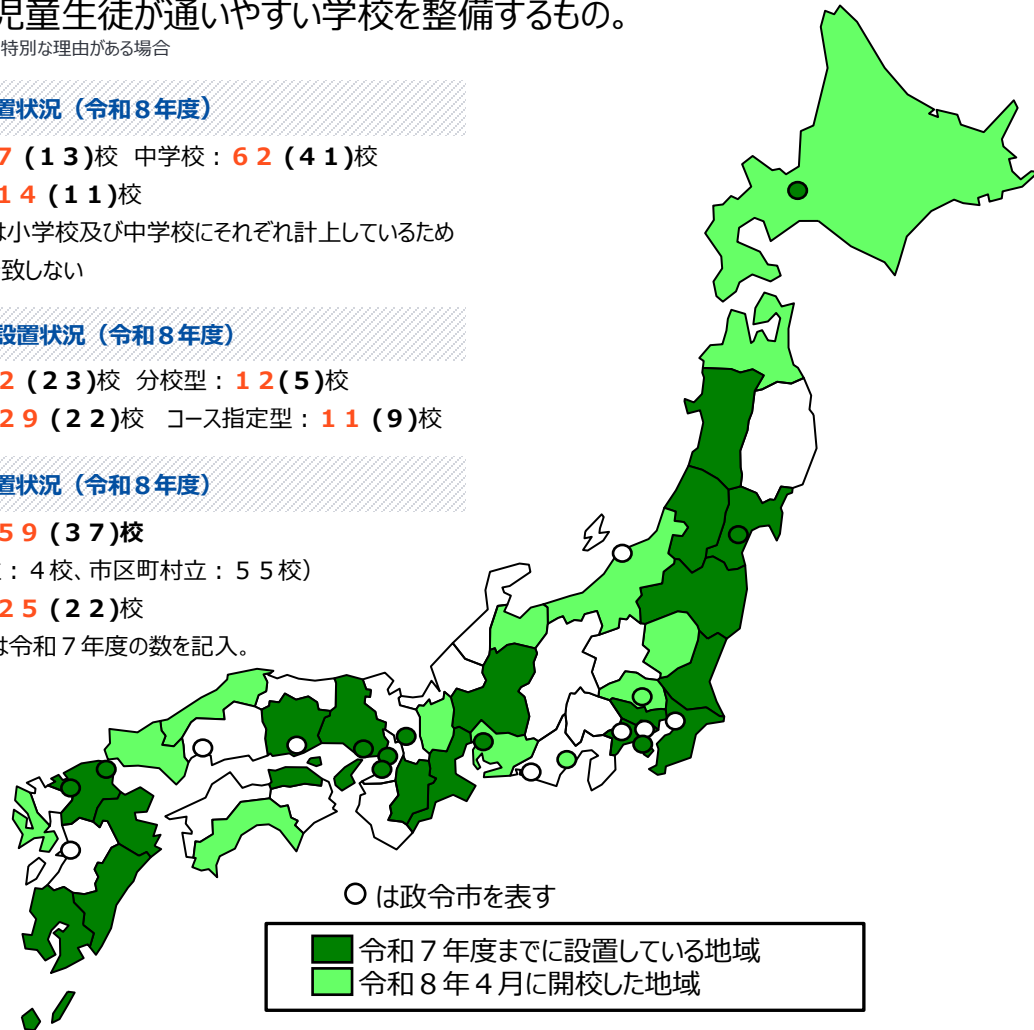
設置形態別設置状況（令和8年度）

- 本校型：32（23）校 分校型：12（5）校
- 分教室型：29（22）校 コース指定型：11（9）校

国公私別設置状況（令和8年度）

- 公立学校：59（37）校
(都道府県立：4校、市区町村立：55校)
- 私立学校：25（22）校

※（）内黒字は令和7年度の数を記入。



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校※の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校※への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。

※令和5年8月31日に名称を「学びの多様化学校」に変更